

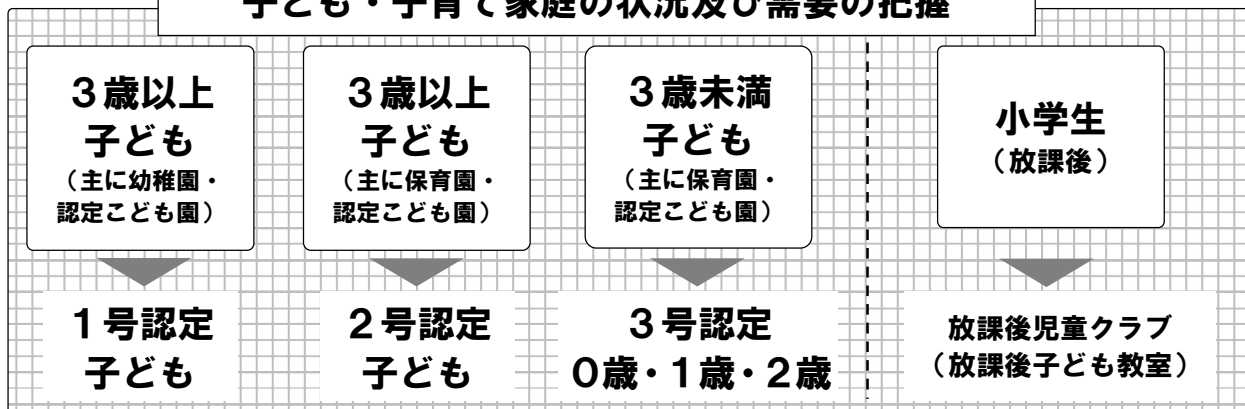
**第3期伊東市
子ども・子育て支援事業計画
概要説明資料**

伊東市

子ども・子育て支援事業計画の概要イメージ

計画期間における幼児期・児童期の教育・保育、
地域の子育て支援についての需給計画

子ども・子育て家庭の状況及び需要の把握



アンケート調査・把握（現在の利用状況・希望、意識）

子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）
「量の見込み」、「確保方策」

計画的に教育・保育の整備と継続（5か年の途中で需給変化に応じて調整可能）

子どものための教育・保育の需給
「認定こども園」「幼稚園」「保育園」「小規模保育所」等

子育て支援を充実させる事業
「地域子ども・子育て支援事業 法定事業」＋「自治体の任意事業等」

■自治体の任意事業等（次世代育成支援行動計画などからの継続事業）

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実 → 児童虐待防止対策の継続と強化に向けた総合対策
 - ・社会的養護体制の充実（里親制度や養育に困難を抱える家庭への支援など） → 制度の体制強化
 - ・ひとり親（母子・父子家庭）の自立支援の推進 → 「こどもの貧困対策」との調和
 - ・障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実 → 「障がい児福祉計画」との整合性
- ワーク・ライフ・バランスのための必要な雇用環境の整備に関する施策 → 企業での実施を強化

■放課後児童対策パッケージ → 放課後児童の居場所作りと放課後児童クラブ等事業の継続 (新・放課後子ども総合プランの後継)

伊東市子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）

■策定の背景と趣旨

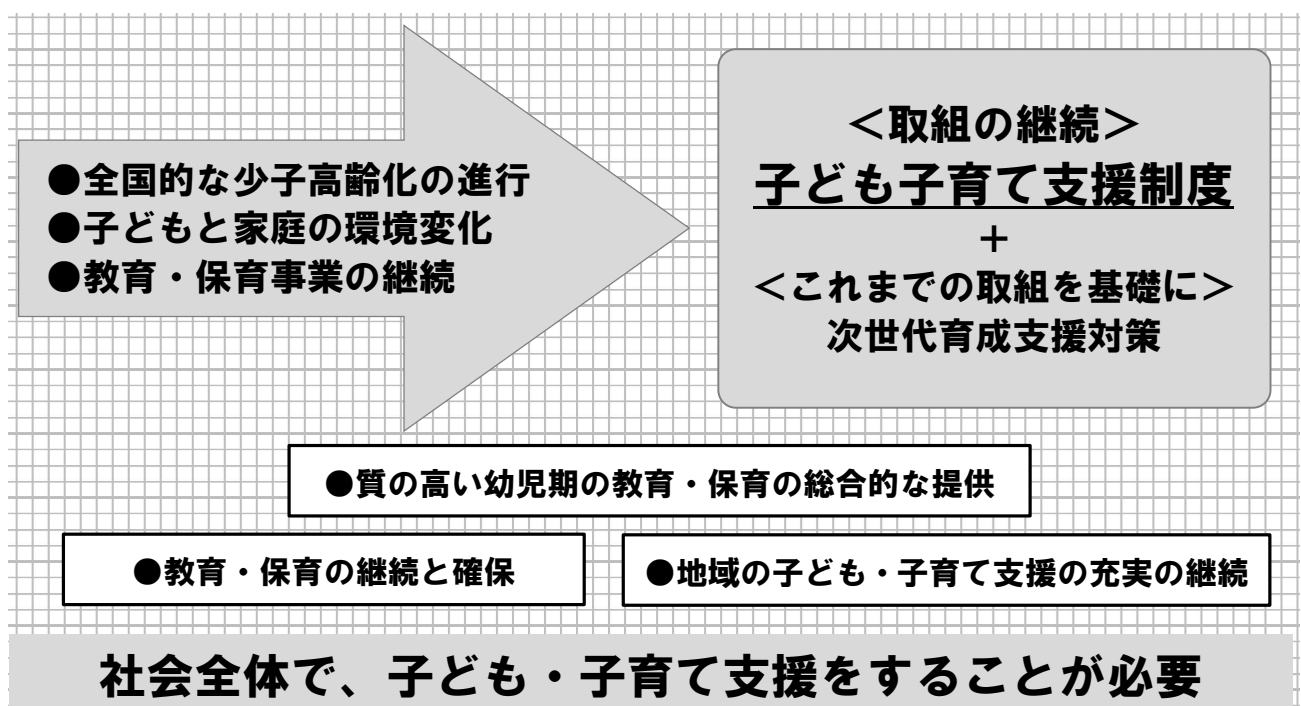
急速な少子高齢化による社会への影響、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもや家庭を取り巻く環境は近年大きく変化しています。令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生者数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

このような状況下、令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立し、同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃が決まりました。第3子以降の支給額の倍増などの実施が始まっています。

子ども・子育て支援法において、市町村は、「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」を総合的・計画的に行うことが責務とされ、特に、「子ども・子育て支援給付」に係る「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

本市でも、第2期伊東市子ども・子育て支援事業計画と法律の改正に基づき、子育てに係る各種取り組みを総合的に展開してきました。近年の社会情勢に対応し、児童へのさらなるきめ細やかな取り組みが求められており、子ども・子育て支援は、質を含めて充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会の構成員すべてが子ども・子育て支援への理解をさらに深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要となっています。

本計画は、そうした取り組みを通じ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して策定するものです。



計画策定の趣旨（計画案より）

令和6年12月、国においては、人口減少に対応しながら、「こどもまんなか社会」の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換し、あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保すると方向性を新たにしました。

本市においては、「すべての子どもの健やかな成長を願い、子育てを応援するまち いう」という基本理念のもと、「伊東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を願い、地域における子育て支援、教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援等、多様な子育てニーズに対応しながら総合的かつ計画的に取り組んできました。

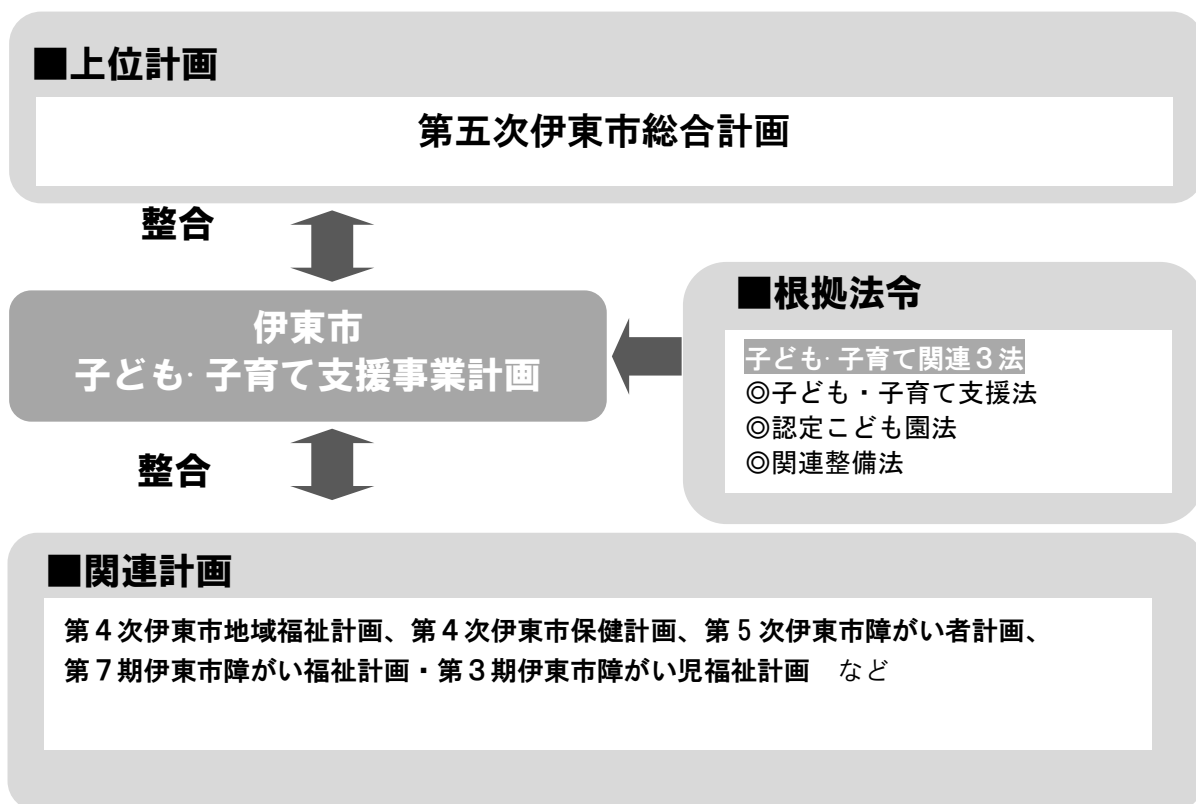
子ども・子育て支援新制度に基づき「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などとともに、地域の実情にあった子育て家庭の支援の取組を今後も推進していく必要があります。未来を担う子どもたちが幸せに、また、子育ての負担軽減や不安や様々な悩みへの対策を充実させ、子育てに楽しみや喜び、夢と希望がもてるまちづくりに努め、「第3期伊東市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ（計画案より）

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、子育て世帯を対象として、伊東市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新制度の下で「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、「伊東市次世代育成支援行動計画」を本計画の中で一体的に継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」として、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を内包します。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法を始め、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、「伊東市総合計画」を始めとする上位計画及び関連計画と整合性を持ったものとして定めています。



計画期間（計画案より）

第2期計画は、令和2年度から令和6年度までとなっており、第3期計画については、令和7年～令和11年を計画期間として策定します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期計画推進期間					第3期計画推進期間					次期
		中間 見直し		第3期 計画 策定			中間 見直し		次期 計画 策定	

■策定時期（次期計画）

令和7年3月までに

■計画期間

5か年を1期として、令和7年度～令和11年度

※計画期間内での需給状況や必要性に応じて提供体制と確保の見直しも行えます。

計画の基本理念（計画案より）

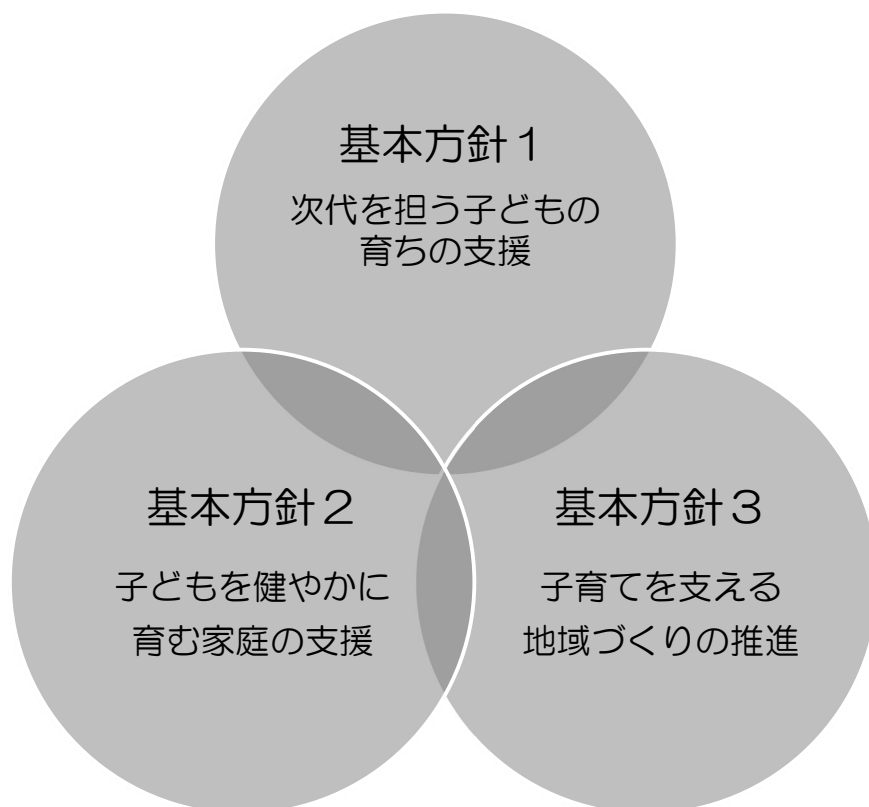
「すべての子どもの健やかな成長を願い、
子育てを応援するまち いう」

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。すべての子どもの健やかな成長を願い、安心して子育てができるよう、社会全体で子育て支援の充実に取り組む必要があります。

未来を担う子どもたちが幸せに、たくましく成長できる環境づくりを進めるとともに、子育ての負担軽減、子育てに対する不安や様々な悩みへの対策を充実させ、子育てに楽しみや喜び、夢と希望がもてるまちづくりを推進します。

計画の基本方針（計画案より）

本市の基本理念に基づき、以下の基本方針を掲げ、子ども・子育て支援を推進します。



■計画で定める事項（国基本指針より）※2024年10月現在

<必須記載事項>

○「教育・保育」提供区域の設定

○「教育・保育」量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

○「地域子ども・子育て支援事業」量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

1. 利用者支援事業
2. 延長保育事業
3. 放課後児童クラブ
4. 子育て短期支援事業
5. 乳児家庭全戸訪問事業
6. 養育支援訪問事業
7. 地域子育て支援拠点事業
8. 妊婦健康診査
9. 一時預かり事業
10. 病児保育事業

11. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）

※12と13については「量の見込み」設定なし

- 新 子育て世帯訪問支援事業
新 児童育成支援拠点事業
新 親子関係形成支援事業
新 妊婦等包括相談支援事業
新 産後ケア事業
新 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

参酌したうえで実施

新規項目については、実態に応じ量の見込みを設定する

○ 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

⇒認定子ども園の推進についてと小1の壁含む、幼・保・小の連携について

<参酌標準記載事項・自治体で判断>

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
（⇒ 児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子・父子家庭の自立支援の推進、
障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実）

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために
必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

⇒仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

⇒仕事と子育ての両立のための基盤整備

■子ども・子育て支援の基本的な指針の一部を改正する件（令和 6 年 9 月） 概要

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の改正により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み(事業需要量)を設定する際の参酌基準を設定する。

2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること等を規定。

3. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

→子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等により新たに定義した乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、基本指針への位置付け等を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置付け等を行う。

5. 産後ケアに関する事業の追加

→地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

■次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

次世代育成支援行動計画については、96.8%の市町村等で子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されています。時限法の次世代育成支援対策推進法は、令和 7 年 3 月 31 日までとなっていました。令和 6 年 5 月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに 10 年間延長され、令和 17 年 3 月 31 日までとなりました。令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

法改正の趣旨としては、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大(1,000 人以上→300 人以上)や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるためとされています。主に、企業を対象とした措置を拡大するために実施されます。

■令和 6 年 12 月、今後制度改正を予定している事項の方向性等案について

(1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化

現在、妊婦や子育て家庭への支援のため、「伴走型相談支援」として、出産・育児の見通しを一緒に立てるため、(1) 妊娠届出時、(2) 妊娠 8 か月頃、(3) 出産後の 3 回面談が各自治体の子ども家庭センター等で開始されています。1 回目と 3 回目の面談を受けたら、出産・子育て応援給付金として、合計で 10 万円相当のギフト等がもらえる事業となっています。この事業を制度化し、妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付に変更を検討しています。

(2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。この制度は、令和 6 年 6 月に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）』により、令和 7 年度以降、『児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）』において、「乳児等通園支援事業」として位置付けられ、『子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）』においては、令和 7 年度に限り、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施され、令和 8 年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となる予定をしています。なお、令和 6 年度においては、本格実施を見据えた試行的事業として、一部地域で実施しています。こども家庭庁では、令和 7 年度に制度化の準備を進めるとともに、令和 8 年度の制度の本格実施に向けた検討をさらに進めていく予定となっています。

(3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化

幼児教育・保育に従事する保育士等の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた、公定価格の改善を主な目的として実施し、幼稚園・保育所・認定こども園等での幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進、人口減少の進展、保育人材の不足、デジタル化の進展、物価・光熱水費の上昇等の社会情勢や経営環境の変化が施設・事業者の経営に与える影響を踏まえた的確な支援策の検討、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報の分析を踏まえた幼児教育・保育政策の企画・立案などを目的に実施します。

○事業者（特定教育・保育提供者）に、施設（教育・保育施設）ごとに、毎事業年度の経営情報等（収益・費用、職員給与状況等を想定）を都道府県知事に報告。

○都道府県知事は、事業者から報告された経営情報等の分析結果等（施設類型・経営主体類型等の属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果、施設単位の人件費比

率・モデル賃金等を想定)を公表する。

(4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ

子どもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする（児童福祉法等）。

(5) 保育士の復職支援の強化

保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善や子ども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要があります。

○保育人材確保について

- ・養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進
- ・保育所等の ICT 化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
- ・潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進に総合的に取り組んでいる。

こうした取組の一環として、都道府県が再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、保育人材確保に係る地域の支援体制の整備を行っている。都道府県が業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能を担う体制を整備するものとする。※指定都市・中核市は努力義務

(6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。

○具体的には、下記3点の対応を行うとした。

- a) 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定
- b) 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
- c) 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

■子どもの貧困対策の推進に関する法律改正について概要（令和6（2024）年9月施行）

<主な改正点>

●法律の題名の改正

こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。

●目的規定の改正（第1条）

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするこどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

●基本理念の充実（第3条）

「基本理念」において、こどもの貧困の解消に向けた対策として、「こどもの現在の貧困を解消にこどもの将来の貧困を防ぐため、するとともにことを旨として、推進されなければならないこと」及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記。

●こども貧困大綱における指標の追加（第9条第2項）

政府において令和5年4月に「養育費受領率の達成目標」が定められたことを踏まえ、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加。

●民間団体の活動支援（第15条）

民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設。

■こども大綱におけるこどもの貧困対策（令和5（2023）年12月策定）

●こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

■子どもの貧困対策に関する大綱の概要

大綱の目的・理念	・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する
基本的な方針	○親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援 ○支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ○地方公共団体による取組の充実 など
子供の貧困に関する指標	●生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率 ●高等教育の修学支援新制度の利用者数 ●食料又は衣服が買えない経験 ●子供の貧困率 ●ひとり親世帯の貧困率 など
下記の分野 横断的な基本方針	1. 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す。 2. 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制を構築する。 3. 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する。 4. 地方公共団体による取組の充実を図る。
指標の改善に向けた重点施策	1 教育の支援 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。 ○学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進 ○教育費負担の軽減 ○貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 ○学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 等 2 生活の支援 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。 ○保護者の生活支援 ○子供の生活支援 ○関係機関が連携した支援体制の整備 ○支援する人員の確保 等 3 保護者に対する就労の支援 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。 ○ひとり親家庭の親の就業支援 ○生活困窮者や生活保護受給者への就労支援 ○保護者の学び直しの支援 ○在宅就業に関する支援の推進 等 4 経済的支援 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。 ○児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し ○ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究 ○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大 ○養育費の確保に関する支援 等
施策の推進体制等(主に国)	○子供の貧困の実態等の把握や子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ○地方公共団体による実態把握の支援 ○地域における施策推進への支援 ○官公民の連携・協働プロジェクトの推進 ○国民運動の展開、施策の実施状況等の検証・評価 ○大綱の見直し